

付録 発表資料

日本の教育経験の特色と普遍性

斉藤 泰雄

第 部 第 1 章 「日本の近代化と教育の発展」(ビデオの原作)の執筆にあたって特に留意した点。

1. わが国教育界の外の「アウトサイダー」(途上国の教育関係者、わが国の国際協力事業担当者)に日本の教育の歴史的展開に関する情報をコンパクトに伝える。途上国の視点、問題状況を意識しながら、日本の経験をあらためて振り返ってみる。
 - ・教員免許取得者のための教職教養とは異なる日本教育史の記述
2. 「サクセス・ストーリーの顕示」でなく、また「自虐的な自己批判」でもない、日本教育の歴史的経験の肯定的・否定的両側面をバランスよく配置した日本教育像を提示する。
3. ストレートな「日本モデル」の適用論、模倣推奨論に陥らないために、明治初期の教育近代化の事業に先立ち、日本に備わっていた特有の初期条件(多くの開発途上国で欠落している条件)を再確認する。

江戸期の文化的成熟と伝統的教育の遺産

教育の世俗性と単一の教授言語による教育

教育による国民統合の課題の認識

学歴による人材登用システムの萌芽


植民地教育の遺制の欠如と多様なモデル選択の可能性

4. 上記のような前提条件の違いを認識した上で、わが国の現在の高い教育水準(制度・慣行、学校文化、教員の士気と力量、国民の教育熱、社会全体の教育への信頼と期待)がどのように形成されてきたか、その経験を失敗、試行錯誤、葛藤のプロセスを含めて率直に語り、その中から、途上国がそれぞれの関心、発展段階、制度的能力に応じて、日本の経験を自由に選び取って活かしてもらうというスタンスを取る。


JICA公開セミナー
「日本の教育経験を途上国協力にどう活かすか」

開発途上国における 「日本の教育経験」の応用 についての考察


JICA特別囑託 村田敏雄
(調査研究「日本の教育経験」主査)



発表内容


- ◆ 調査研究の基本的視点・スタンス
 - ◆ 日本の教育開発の変遷と特徴
 - ◆ 日本の教育経験の応用の可能性
 - ◆ 協力上の留意点と検討課題
- 

はじめに

- ◆ 近代学校教育への肯定的評価
 - ◆ 教育開発の視点の重視 → 経験の選択
 - ◆ 日本の教育経験の客観視
 - ◆ 非強制的な提言
- 

日本の教育経験とは？

「日本国内において、教育上の政策や実践を通じて一定規模の集団に蓄積・共有されてきた知識・技術・ノウハウ等を指し、ある程度体系化・抽象化されたもの、およびその総体」



日本の教育の発展段階

- ◆ 近代的な学校教育の導入期（1868~1899）
←明治初年の教育改革
- ◆ 教育制度の拡充期（1900~1945）
←1900年の3つの法令
- ◆ 戦後の教育制度復興期（1945~1969）
←戦後の教育改革
- ◆ 社会変容に対応する教育の充実期（1970~）
←第3の教育改革（1971年中教審答申）

途上国の課題との共通性

	共通性の度合い	例（導入期→拡充期）
教育行政	△	社会的弱者に対する政策・計画 教育における各種格差の存在
教育財政	△	教育予算に占める人件費の高さ 教育予算の不足と非効率的な運用
教育内容	○	カリキュラムと地域の生活実態との乖離 画一的で暗記中心の一方的な授業
教員	○	優秀な有資格教員の不足 教員の待遇の悪さと社会的地位の低下
教育インフラ	◎	学校（特に安全な学校）の不足 学校施設・設備不足と不十分な維持管理
学校経営	○	学校運営予算の不足 学校運営管理の未熟さ
地域・家庭・児童	◎	保護者の学校教育・教員に対する不信感 児童労働力に依存した生活

注：◎ 共通性が高い ○ 共通性がある △ 一部共通

教育開発課題別に見た変遷

	量的拡大	質的向上	マネジメントの改善
導入期	● 児童の就学促進		● 制度構築・法制化
拡充期	○ 教育の完全普及	○ 統制と民間運動	○ 国家負担の漸増
復興期	● 教育の機会均等	● 教育の標準化	○ 民主化・分権化
充実期		○ 多様化・個別化	○ 学校強化・住民参加

注： ● 最優先課題 ○ 重点課題

学校教育段階別に見た変遷

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学
導入期		●			●
拡充期		●			
復興期	○		●	○	
充実期	○			○	○

注： ● 最優先分野 ○ 重点分野

日本の教育開発の特徴

- ◆ 教育開発の促進要因としての初期条件
- ◆ 国家重点政策としての教育政策
- ◆ 包括的・漸進的な教育改善
- ◆ 中央集権的な行政と地方分権的な財政
(教育行政と国民の協働)
- ◆ 教育現場の創意工夫



日本の教育経験の応用に向けて

- ◆ 教育の発展段階に応じた協力
- ◆ ケーススタディとしての活用
- ◆ 活動のオプションとしての活用



留意点

- ◆ 途上国に要求される労力
 - 教育現場での応用
 - 国の施策レベルでの応用
- ◆ 前提条件の整備
 - ニーズの把握と統計整備
 - 関係者の啓蒙と理解向上
 - 実施体制の強化とイニシアティブの醸成
 - 制度や法制の整備



今後の検討課題

- ◆ 「日本の教育経験」に関する情報発信
- ◆ 歴史的側面を含む教育セクター分析
- ◆ 一層の社会配慮に基づく教育協力の実現
- ◆ 技術協力のあり方についての検討



国際協力機構 国際協力総合研修所
JICA公開セミナー

「日本の教育経験を途上国協力にどう活かすか」

日本の教育行財政

国立教育政策研究所
斉藤 泰雄

1

開発途上国の教育行政の課題

- 教育法制の不備
- 過度の中央集権体制
- 地方教育行政組織の脆弱
- 政治的任命による教育省幹部職員の頻繁な交代、政策の継続性の欠如
- 教育行政職員の専門的能力の低さ
- 教員組合との取引や妥協
- 父母や地域社会の教育への参加の欠如

2

日本の教育行政整備のプロセス I

- ・江戸期には教育行政の概念も機構も存在せず
- ・1871年に中央官庁として文部省設置
 - ・日本の教育の近代化に主導的な役割を果たす
 - ・外国人顧問(学監ダビット・モルレー)の助言
- ・1872年の「学制」→フランス流の「学区制」採用
 - ・地方教育行政システムの構築は困難で試行錯誤を繰り返す

3

日本の教育行政整備のプロセス I (続き)

- ・1885年 太政官制から内閣制へ。
文部卿から文部大臣に
- ・1888年 市制・町村制。
1890年府県制・郡制の制定。
→地方行政機構の確立。
- 1890年「第二次小学校令」「地方学事通則」。
- ★1890年代に、国・県・郡・町村というピラミッド型の教育行政機構の骨格が形成される。

4

戦前期の教育行政の経験

- 義務教育の段階は市町村、
中等教育は県、
高等教育は国が管理運営する体制を基本とする
- 国:教育法令の整備、
国家的カリキュラムの基準の制定、
教科書作成、教員養成とサービスの基準等
国は教育の目的と方法に直接的に関連する事項(内的事項)を統制する

5

戦前期の教育行政の経験 (続き)

- 地方:校舎・施設の設置と維持、
教員給与の負担、就学の督励、
教育行政職員の配置等
- 教育に関する事務(教育行政)は、県や市町村の固有の事務ではなく、国の事務を委託されたものという位置づけ
- ★全国どこでもほぼ同一水準の教育サービスを効率良く配給するという点では極めて効率的な教育行政ネットワークを作り上げていた。

6

日本の教育行政整備のプロセス II

- 敗戦・占領下での対日米国教育使節団の教育改革勧告。
- 教育行政における地方分権と民主化を勧告。
- 教育法規の勅令主義から法律主義への転換。
- 教育基本法、学校教育法、社会教育法、私立学校法等の制定。

7

日本の教育行政整備のプロセス II (続き)

- 1948年「教育委員会法」制定。
米国流の教育委員会制度導入。教育委員の公選。
一般行政と教育行政の区分。
- 1956年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」制定。
教育委員会制度を存続するが、その独立性と権限を縮小
- その後、ほぼ半世紀にわたって教育委員会制度は存続しており、わが国に完全に定着している。

8

戦後の教育行政の経験 (続き)

- 1950年代～60年代:
教育行政当局と日教組の対立が激化。
教育課程(学習指導要領)の国家基準的性格、
教科書検定制度を巡る論争。
- 1974年の「人材確保法」以降、教員の待遇が大きく改善、日教組の組織率や戦闘性が低下。

9

戦後の教育行政の経験 (続き)

- 1980年代の臨教審:
教育行政の問題として「過度の画一化、瑣末主義、
閉鎖性」を指摘、
大胆な規制緩和、各学校・地方教育委員会・地方
自治体の自主性、主体性、自己責任体制の強化
を提言

10

開発途上国の教育財政の課題

- 「構造調整」政策による公教育財政の削減
- 資金のより一層の効率的活用
- 資金調達源の多元化
- 競争原理を導入した資金配分方式の導入
- 教育的弱者への優先的資金配分
- 世銀、地域開発銀行などからの融資の活用

11

日本の教育財政の経験 I

- 行政面とは対照的にかなり分権的な体制で教育費の調達と配分を行ってきた。
- 義務教育段階(市町村)、中等教育(県)、高等教育(国)と財政の分担体制をとる。
- 初期の段階では、初等教育の段階でも住民への賦課金、寄附金、授業料の形で父母や地域社会がかなりの教育費負担をした。

12

日本の教育財政の経験 I (続き)

- ・ 1900年 初等教育段階で授業料徴収を廃止。
- ・ 1900年「市町村立小学校教育費国庫補助法」
小学校の教育費への国からの補助金制度が始まる。
- ・ 1918年「市町村義務教育費国庫負担法」。
補助から分担関係に。
- ・ 1940年「義務教育費国庫負担法」。
小学校教員の給与の負担が市町村から県へと移され、
さらに県負担金の半分を国家が負担する方式となる。
(現行の方式の基本形が確立)

13

日本の教育財政の経験 I (続き)

★まず受益者負担の原則から父母や地域に教育費負担を要請し、負担能力の格差拡大にしたがって、全国的標準化をはかるために 徐々に国庫補助を増加させた。

14

日本の教育財政の経験 II

- 戦後の税制改革の中で「義務教育費国庫負担法」が一時廃止されたが1957年に復活制定。
- 1952年の「私立学校振興法」
私立学校の施設拡充のための資金貸し付け開始。
- 優先的に整備が望まれる特定の教育分野への国家助成。
例: 「産業教育振興法」(1951年)
「理科教育振興法」(1953年)
「へき地教育振興法」(1954年)
「学校給食法」(1954年)

15

日本の教育財政の経験 II (続き)

- 1963年 義務教育段階の教科書無償制度導入
- 1970年 私立大学への国からの経常費助成はじまる。
- 1974年 「教員人材確保法」
教員給与の大幅引き上げ
- 1975年 「私立学校振興助成法」
国・県による私学助成の立法化

16

日本の教育財政の経験 II (続き)

私学の高額の納付金、学習塾や習いごとの費用など、父母の教育費負担は少くない。家計の教育費負担の軽減、育英奨学制度の充実を求める声も聞かれる。